

監護相当・生計費の負担についての確認書

越知町長 殿

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。

申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

記

1	ふりがな 氏名		生年月日				住所					
			平成・令和	年	月	日						
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）			申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
			学生 ・ 無職 ・ その他		令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）			1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）	
2	ふりがな 氏名		生年月日				住所					
			平成・令和	年	月	日						
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）			申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
			学生 ・ 無職 ・ その他		令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）			1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）	
3	ふりがな 氏名		生年月日				住所					
			平成・令和	年	月	日						
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）			申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
			学生 ・ 無職 ・ その他		令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）			1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）	

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所

氏名

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の担当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 5 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 6 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

R6見本 A

監護相当・生計費の負担についての確認書

※整理番号
※受付年月日 令和 . .

越知町長 殿

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。申立てが真正であること）を証明いたします。

注 18歳に達する日以後の最初の誕生日前日の前日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

長子はR6年度末で23歳となり、4月より児童手当上の算定対象から除外される。当紙の再提出が必要。

提出します。

記

ふりがな氏名		住所	
よこくら ながこ		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地	
1	横倉 長子 平成・令和 14年4月2日 個人番号 続柄 職業等(いずれかに○)※ 通学先(学生の場合のみ) 卒業予定時期(学生の場合のみ) 申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○)	長女 学生 ○ 無職 ・ その他	区立登戸大学 令和7年3月
ふりがな氏名		住所	
よこくら いちろう		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地	
2	横倉 一郎 平成・令和 16年12月20日 個人番号 続柄 職業等(いずれかに○)※ 通学先(学生の場合のみ) 卒業予定時期(学生の場合のみ) 申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○)	長男 学生 ・ 無職 ○ その他	— 令和 - 年 - 月
ふりがな氏名		住所	
よこくら じろう		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 大阪府守口市八雲西町2丁目1-3 コーポ八雲102	
3	横倉 次郎 平成・令和 18年3月3日 個人番号 続柄 職業等(いずれかに○)※ 通学先(学生の場合のみ) 卒業予定時期(学生の場合のみ) 申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○)	二男 学生 ○ 無職 ・ その他	梅田コンピュータ専門学校(1年制) 令和7年3月

一郎は無職で申立人(知々彦)と同居しており、当然、生活費は申立人が負担している。

次郎はR6年度末時点で19歳だが、学校を卒業するため、R7年4月以降の予定について、当紙の再提出が必要。

このほか、高校生の子弟、三郎はR6年度末に高校を卒業するが、更には下の妹、末子がいるため、R7年度用の確認書に記載する。

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 10 月 1 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)
住所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地
氏名 横倉 知々彦

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

R7記載例 B

監護相当・生計費の負担についての確認書

越知町長 殿

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。

申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

長子はR6年度末で23歳となり、4月より児童手当法上の算定対象から除外された。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

1	ふりがな 氏名 よこくら いちろう 横倉 一郎	生年月日 平成・令和 16 年 12 月 20 日			高知県高岡郡越知町越知			一郎はR6年度と変わらず、無職で申立人（知々彦）と同居しており、当然、生活費は申立人が負担している。		
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）			申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	長男	学生 ○ 無職 ・ その他	—	令和 - 年 - 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、 3.その他（			1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（	
2	ふりがな 氏名 よこくら じろう 横倉 次郎	生年月日 平成・令和 18 年 3 月 3 日			大阪府守口市八雲西町2丁目1-3 コーポ八雲102			次郎は卒業後に申立人（知々彦）の家に戻らず大阪で就職した。もし今後も次郎を算定対象に含む場合は、就職後も別居している次郎の生活費を、申立人が負担する証明資料（通帳等）の提出が必要。		
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）			申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	二男	学生 ・ 無職 ・ その他	—	令和 - 年 - 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（			1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（	
3	ふりがな 氏名 よこくら さぶろう 横倉 三郎	生年月日 平成・令和 19 年 3 月 29 日			住民票住所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 在住住所 福井県七尾市愛宕山町4丁目10-15 ネバーランド久万川5			住民票を実家に残したまま別居している場合は、在住住所を併記。		
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）			申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	三男	学生 ○ 無職 ・ その他	愛宕山短期大学	令和 9 年 3 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（			1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（	

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 3 月 24 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）
住所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地
氏名 横倉 知々彦

記載内容に変更が生じるたびに、当資料の更新と再提出が必要。

三郎は短大に進学したが、申立人（知々彦）と別居しているため、三郎の在学証明（学生証の写し）の提出が必要。